

第 24 回 佐藤壽三郎市政報告会資料

会報ことぶき統合版 第 22 号

後援会討議資料

この春、私は北信越市議会議長会並びに全国市議会議長会から、議員勤続 20 年表彰を受けました。この表彰は、今は故人になられましたが、私の政治の師であられる元県会議長田中英一郎先生はじめ、後援会の会長を務めて下さった竹村徹志様、副会長の近藤幸助様、同. 藤沢和夫様、同. 丸山 眞様はじめ^{あまた}数多の後援会の役員の皆様方、ご支援を戴いた市民の皆様方が支えて下さったことへの報恩であると存じます。皆様の須坂に寄せる篤き思いが、私に連続五度の当選を果たし得た積み重ねへの褒美であり、いささかも私個人が受けた表彰とは思っておりません。



現在 6 期目の市議会議員として、これからも市民の皆様が行政に関わる権利行使をされるにあたっては、培った特定行政書士感覚を下敷きにしなが、市議会議員は市民の代弁者である認識の下に、その実現に向けてお力添えいたしたく存じます。

茲に深甚なる感謝と表彰のご報告を申し上げます。

須坂市議会議員 佐藤 壽三郎

第 1 章 議員活動 6 期目の議会活動目標

1. この須坂に 2 千人以上の雇用の場を創出しましょう！

インター周辺等開発特別委員会の委員長として 2 年間奮闘して参りました。

須坂市はインター周辺等開発を推進し、大型商業施設等の誘致を計画しております。これが成就した暁には、凡そ 2 千人の雇用が見込まれます。須坂市はもとより、近隣市町村住民の雇用の場の拡大が叶います。この計画の実現こそが、我々の子孫が都会に出ることなく、郷里で生活できることにつながると考えております。

計画実現のために須坂市民が一丸となる時です。経済産業省が所管する「地域未来投資促進法」による支援措置を活用して、須坂市はこの千載一遇のチャンスを生かそうではありませんか。

市民の皆様も強く望んでおられる、大型商業施設・物流関連施設・ものづくり産業施設計画が実現できるよう、強いリーダーシップの下に、議員の立場から最善を尽くします。

2. 温もりのある福祉社会を築きましょう！

福祉とは、生涯に亘り人としての尊厳が守られる市民社会です。

安心して暮らし、笑顔があふれる須坂を築くことを執拗に唱えます。

3. 子どもは須坂の宝。須坂が育てる心意気を堅持しましょう！

子どもの将来が、生まれ育った環境によって、左右される社会を許してはなりません。子どもに勇気と希望をあたえ、凛とした子どもをみんなで育てようではありませんか。

教育とは人づくりであり、須坂市民の共有財産（宝）の育成に尽力します。

4. 市正規職員をあと 60 人削減しましょう！

職員削減公言 200 人のうち 139 人もの削減が達成しました。

民間で出来る事業や仕事は市から開放し、市民の皆さんがこれを担う。このことは、市民に雇用の場を拡げることにつながります。

5. 市民の権利を守るために機動力のある議会を議員として推し進めます

民主主義とは、世襲を排除し選挙制度を尊び、選挙によって選出された者による市民の、市民による、市民のための政治の実現を図らねばなりません。

市民のために、議会は機動性を備えて市民の基本的人権を守ります。

第 2 章 佐藤壽三郎議員のこの 1 年間の議員活動のまとめ

第 23 回議員活動報告会以降の 1 年間の議員活動を月報の中から市民の皆さまにとって重要な項目をピックアップしました。是非一読願いたく思います。

詳細は私のホームページの議員活動月報をクリックされ、お示しする月報番号を更にクリックされ款項目の数字で進められ、見出しを確認されると、詳細文をお読み頂けます。

ことぶき月報第 241 号 発行日 平成 30 年 10 月 31 日

1. **第 23 回 議員活動報告会を開催**しました
3. 【 自主研究 】 地方議会が抱える課題について
～人口減少時代の地方議会～ 市議会議員 佐藤壽三郎著
5. 【 2018 年 12 月期・私が注目した報道の見出し備忘録 】

ことぶき月報第 242 号 発行日 平成 30 年 11 月 30 日

- 1-5) 今 12 月定例会**一般質問で私が取り上げた諸課題**
 1. **ふるさと納税について**
 - (1) ふるさと納税について
 - (2) ふるさと納税・須坂市の台風被害りんご発送について
 2. **行政の公正の確保と透明性の向上として**
 - (1) 須坂市の P D F の入札情報漏洩対策は万全か
 3. **最近の県内の経済状況について**

- (1) 好景気と断定できない慢性的な人手不足の要因は何か
- (2) 国の外国人労働者受け入れ拡大をどうみるか
4. **こどもは須坂の宝**
 - (1) 学校のエアコン設置について
 - (2) 夏休みの延長論議について
5. **須坂市の喫緊の課題と将来像について**
 - (1) 須高地域で頻繁に発生する地震について
 - (2) 地震発生における倒壊の恐れのあるブロック塀
 - (3) 当市の都市計画におけるコンパクトシティの構築の進捗について
 - (4) 須坂市景観条例について
6. 【2018年11月期・私が注目した報道の見出し備忘録】

ことぶき月報第243号 発行日 平成30年12月31日

【須坂市議会12月定例会の顛末】

今定例会に上程された議案のうち、

- 1-(1)-1) ② 特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅の指定管理者の指定についての**反対を主張**。
- 1-(1)-2) ② 須坂市公民館条例の一部を改正する条例についての**反対を主張**。
- 1-(2)-6) インター周辺等開発特別委員会の委員長中間報告
特別委員長 佐藤壽三郎
- 2-1 平成30年度 **無所属クラブと日本共産党合同政務調査報告書**
4. 【平成30年度12月議会に提出された資料一覧】

ことぶき月報第244号 発行日 平成31年1月31日

○今この時こそ **須坂の浮沈がかかっています**

市議会議員佐藤壽三郎著

○市議会議員選挙は無投票当選となりました

市議会議員佐藤壽三郎著

ことぶき月報第245号 発行日 平成31年2月28日

○【須坂市議会2月臨時会の顛末について】

3. 民主主義政治の根幹に関わる市民意識を問う【自主研究】
無投票当選制度を見直すべきである 市議会議員 佐藤壽三郎著

ことぶき月報第246号 発行日 平成31年3月31日

1. 【須坂市議会3月定例会の顛末について】

○今12月定例会一般質問で私が取り上げた諸課題

1. **民主主義政治の根幹に関わる市民意識について**
 - (1) **民主主義政治における選挙の意義について**
2. **みんなのまちづくり計画について**

- (1) 国道 406 号の改修計画について
- (2) 八町線（通称泉小路）の整備について
- (3) 市民から小職に要望が寄せられている交差点について
- (4) 所有者不明土地を売却可能とする政府の動きについて
- 3. **健康に暮らせるまちづくりについて**
 - (1) インフルエンザの大流行と対応経過について
 - (2) 風しん流行に関する国立感染症研究所の情報について
- 4. **快適に生活できるまちづくりについて**
 - (1) 水道事業の将来に亘る健全経営について
- 4. **【研究・地方議会と市議会議員】**
**須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する
条例についてこれを否とする研究結果について**
市議会議員 佐藤壽三郎著

ことぶき月報第 247 号 発行日 平成 31 年 4 月 30 日

- 1. **【須坂市議会 6 月定例会に向けて】**
- 2. **【長野広域連合臨時議会が開議されました】**
- 3. **【私の議会外議員活動】**
 - 有志議員による法律学習会の立上げ
- 7. **【江戸時代天保 6 年の須坂周辺の集落の地名研究】**
市議会議員 佐藤壽三郎著

ことぶき月報第 248 号 発行日 2019 年（令和元年）5 月 31 日

- 1. **【須坂市議会 6 月定例会に向けて】**
 - 総務文教常任委員会行政視察の詳細
- 3. **【令和元年度 第 78 回市立森上小学校大運動会】**

ことぶき月報第 249 号 発行日 令和元年 7 月 4 日

- 【須坂市議会 6 月定例会の顛末】**
- 議案第 3 号 損害賠償の額を定めることについて
 - 福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。（佐藤議員：反対）
- 議案第 15 号 須坂市蔵の町ふれあい館条例の一部を改正する条例について
 - 経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。（佐藤議員：賛成）
- 議案第 34 号 須坂市新規就農者用共同作業場条例の一部を改正する条例について
 - 経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。（佐藤議員：賛成）
- 1- (6) **今一般質問で佐藤壽三郎議員が取り上げた須坂市の諸課題**
 - 1. **安心・安全に暮らせるまちづくり**
 - (1) 旧富士通（現（株）アールエフ）に係る P C B 土壤汚染処理の

現状について

2. **みんなが手を差しのべるまちづくり**

- (1) 当市における就学状況不明の外国籍の子どもの実態について
- (2) 当市における「日本語教育が必要」と判断された児童の実態について
- (3) 小学校の運動会について

3. **みんなが健康で快適に暮らせるまちづくり**

- (1) 須坂駅周辺の歩道バリアフリー化案について
- (2) 須坂でも横行している俗称「松本走り」について
- (3) 労災死傷者数の増加について

4. **須坂の宝である子どもたちをどう守るか**

- (1) 川崎市の路上で小学生や大人が次々と刃物で刺された事件を受けて、須坂市並びに市教育委員会の対応と措置について

5. **山並みがもたらす水の恵みは須坂の財産と言える**

- (1) 須坂市の余水の活用について

4. 【令和元年（2019年）6月議会に提出された資料一覧】

ことぶき月報第250号 発行日 令和元年（2019年）7月31日

【須坂市議会9月定例会に向けて】

1－（1）－1) **生涯学習スポーツ課非常勤職員の公金着服事案について**

2. **長野広域連合議会**

○令和元年7月19日臨時会が開議されました。

◆【青春の記憶】東京の下町を語る

ことぶき月報第251号 発行日 令和元年（2019年）8月31日

1. 【須坂市議会9月定例会が招集されました】

15. 【身近な問題と私の視点】こおろぎの音色は心を癒す

ことぶき月報第252号 発行日 令和元年（2019年）9月29日

【須坂市議会令和元年9月定例会の顛末】

1－（1）－8) 決議第1号 **市長問責決議**

□本会議＝起立採決：起立少数で否決

佐藤議員：問責決議反対

(7) 今定例会一般質問で私が取り上げた諸課題

1. **みんなが健康に暮らせる須坂**

- (1) 子宮頸がんHPVワクチンの検証のその後について
- (2) 経済的理由で医療機関での治療を受けられなかった悲劇について
- (3) 手足口病・リンゴ病患者増加について

2. **安心・安全に暮らせるまちづくり**

- (1) 旧富士通、(現(株)アールエフ)に係るPCB土壤汚染処理の窮状訴えのその後について
3. **憲法で保障した国民主権主義を守るために**
 - (1) 投票が無効票として取り扱われることを許してはならない
4. **須坂の果物を新幹線で東京に搬送する取り組みについて**
 - (1) 物流革命として新幹線貨物列車を利するに勝算あり
4. 【研究・地方議会と市議会議員】
「上高井招魂社」の例大祭に市長が公務で出席し、公費を支出したとして、政教分離違反ではないか」についての一考察。
市議会議員 佐藤壽三郎著
7. 【2019年9月議会に提出された資料一覧】

ことぶき月報第253号 発行日 令和元年(2019年)10月31日

◎**台風19号に関する須坂市の被害対応状況の概報** (31日23時現在)

【須坂市議会令和元年12月定例会に向けて】

3. 【研究・地方議会と市議会議員】
 - (1) **東信・北信を襲った台風19号に関わるの報道記事を要約した備忘録。** 市議会議員 佐藤壽三郎著
6. 【青春の記憶】

第3章 私の議員活動を支えるリーガルマインド

1. 平成31年3月定例会から ことぶき月報第246号

◎公選法の寄付行為か

「1. 市長が平成30年9月14日から9月19日まで米国オレゴン州ポートランドへ「私費」で行くと公の場である議会及び市民の前で再三表明し、視察研修を行ったことは、公職選挙法第199条の2に違反する恐れが強いと思う。

2. 出張後に正しても法に違反するおそれが強い行為をした事実は、なかったことにできない。3. だから、条例を改正し給与の暫定的な減額措置をとり、自らの発言を実現せよとの主張に基づき、条例の一部を改正せよ」について。

「文中1. . . .」が公職選挙法第199条の2に違反するかについて。

公職選挙法第199条の2の条文は、「公職の候補者又は公職の候補者となる者とする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)は、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。)内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。」とあり、これがそのまま構成要件であり違法性であります。

公職選挙法第199条の2の寄付罪の成立には、公職選挙法は形式犯であるこ

とから、「この寄付行為が受寄付者（物品を受領した者）において、公職の候補者等からの寄附であることを認識しうる形態においてなされることを必要とせず、受寄付者がそのように認識していたことも必要でない。」【国政情報センター刊。選挙運動違反の逮捕実例集より】とされております。茲が実質犯と形式犯の違いであることを、十分に留意する必要があると考えます。

市長の「私費負担」発言を、公職選挙法第 199 条 2 項の寄附行為であると、即、断定できるかであります。常識的に考えても、「寄付行為」を包含した話を公の場である議会及び市民の前で、然も再三に亘り市長が「私費負担」発言をすのでしょうか。市長の不用意な発言がそのまま即公職選挙法第 199 条の 2 に違反すると、徒に構成要件を拡大解釈して、罪に陥れようとする意図が窺われるもので、厳に慎むべき行為と思えます。

2. 「文中 3. . . .」の論法の妥当性について。

市長が旅費の支給申請を市にしない限り、市としての会計処理は、金 48 万 3,230 円は不関知で処理されたと思料します（市は例え市長でも申請のないものを支払うことはない。）。市長の旅費請求不申請を捉えて、この不作為を以て、第 199 条 2 項の寄附行為と決めつけることは、前記 1. の理由から推しても些か無理があると思料します。

「文中 2. . . .」の発言を聞き入れて旅費を請求し受給したら . . .

又、市長が議員の一般質問での執拗な追及とも恫喝とも思える言動に屈し、これを聞き入れて旅費の 48 万 3,230 円を市に請求し、この支払いを市から受けたことについて、提案者らは「市長は遡及しての旅費請求はできない。この行為は違法だ。」と発言しているが、そもそも市長は米国オレゴン州ポートランドへ「私費」で行くと、公の場である議会及び市民の前で再三表明していることは事実であるが、然しその公言の中で、一言たりとも、この旅費を「当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、選挙民に寄附する。」ことを推測させる内容発言や不信な挙動が窺えたかであります。提案者らの「旅費の私費負担は違法だ」の発言を聞き入れて、市長が旅費を請求し受給したら、今度は「これも違法だ」と騒ぎ立てる行為は、将に「御為倒」の何ものでもありません。

当該選挙区内にある者に対し、旅費の 48 万 3230 円の金品のバラマキ行為、言い換えれば寄附行為をした話は、渡米から相当の歳月が経過した今でも些かも巷間に聞こえてきません。市長から金品を貰ったとする受寄付者が、選挙区内であるこの須坂市内にいる話も一向に聞こえて参りません。このことは、将に旅費の 48 万 3,230 円の金品のバラマキ行為など一切無かったと言い切れます。第 199 条 2 項の寄附行為の事実は見当たらないのであります。

依って、提案者らが掲げる理由の 1 の事実の立証を、提案者自ら示さない以上、理由の 2、3 の論法は一連の「御為倒」の強要の結果による主張と思料します。

市長発言を、殊更に振りかざし、市長の失態だとして執拗に追及し、条例の一

部の改正を迫る手法は、議会には馴染まない提案だと思料します。依って、本条例改正案に反対しました。

2. 令和元年6月定例会一般質問から ことぶき月報第249号

◎須坂の環境を守る

○旧富士通（現（株）アールエフ）に係るPCB土壤汚染処理の現状について一般質問に取り上げたことについて

民間企業間での不動産売買契約に、行政が介入できないことは承知してますが、然し売買された土地がPCB土壤汚染を絡んでいる事実と市民に対する安全策を講じることを、市議会議員として見逃すわけにはまいりません。

PCB土壤汚染は、市民の健康に拘わる公害問題として捉え、長野県も須坂市も法的に打つ手がないとの理由で手をこまねいているのではなく、行政事件訴訟の見地を視野に入れて、何か解決を図れないかあらゆる手法を検討・模索されるべきと思います。

公害の怖さは、市民の身体に何らかの症状が発症したときは、実は取り返しのつかない、とんでもないことが起きてしまっているのです。長野県も須坂市も、そして富士通や売買土地がPCB土壤汚染されていることを、百も承知で買入れた(株)アールエフも、須坂市民が抱くPCB公害への不安軽減に向けて、真摯に取り組むべきだとする思いが一般質問を駆り立てました。⇒市は県、富士通を通じて（株）アールエフに測定報告を市にされるよう促しました。

3. 令和元年9月定例会から ことぶき月報第252号

◎信教の自由と政教分離の原則

1)「上高井招魂社」の例大祭に市長が公務で出席し、公費を支出したとして、政教分離違反ではないか」の指摘について。

憲法第20条 信教の自由の保障を確保するための制度であることを念頭に置き、この制度の実現を図るために、政教分離原則の原則として、

- ① 当該行為の目的が世俗的目的を持つか否か。
- ② その行為が宗教を援助、助長、促進又は圧迫・干渉するものであるか否か。
- ③ 国の行為と宗教との間に過度の関わり合いがあるか否か。

の3点に留意しなければならないとされている。

本例大祭は、戦没者遺族の相互扶助、福祉の向上と英霊の顕彰を称えるもので、些かも宗教的性格を有しない専ら習俗的行事であることに鑑みると、前記の3点については、世俗的目的であり、その行為が宗教を援助、助長、促進

又は圧迫・干渉を否定し、地方自治体としての行為と宗教との間に過度の関わり合いが無いものである以上、須高の市町村長、市町村議長がこの例大祭に参加することは、**何ら憲法に違反するものではない**と思料します。

2) 「憲法 89 条公金支出は憲法違反ではないか」の指摘について

この例大祭に参加した際に、当日納めた公金 3 千円は、玉串料ではなく、あくまでも例大祭の後に催される懇親会の会食費としての支出であります。

玉串料に関わる事案は、第 20 条 3 項、第 89 条前段に関わる問題として捉えます（第 89 条後段は「公の支配」に関わるものなので省かせて頂きます）。

第 89 条前段の趣旨は、そもそも公金支出によって、市町村と宗教上の組織が結びつくことを防止することで、第 20 条の保障する信教の自由及び政教分離原則を、第 89 条は財政面から確保しようとするものであり、具体的には憲法 89 条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とするものです。

本例大祭は、戦後 70 年を経るなかで戦前とは異なり、宗教的性格が希薄となり、専ら習俗的行事と化し、然も須坂市が主宰するものではありません。例大祭の行事が行われた後に催される、懇親会への出席は、来賓として参列する慣行的な行為であり、この懇親会費を公金で支出したとしても、**何ら憲法に違反するものではない**と思料します。

発行日 令和元年 11 月 10 日

編集・発行人 須坂市議会議員 佐藤 寿三郎

ブログ [千曲のかなた](#) [検索](#) ♪ ホームページ [佐藤寿三郎](#) [検索](#) ♪